

平成30年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項

愛媛県教育委員会

1 受験資格

次のいずれにも該当する者とする。

(1) 試験区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成 30 年 3 月 31 日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの

(2) 昭和 53 年 4 月 2 日以降に出生した者（下記 8 (2) の教職経験者特別選考により受験する者にあつては、昭和 43 年 4 月 2 日以降に出生した者）

なお、他の都道府県で学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 2 項に規定する国立学校又は公立学校（以下「国公立学校」という。）の教員として勤務している者（期限付任用又は臨時的任用である者を除く。）及び栄養教員の試験区分を志願する者で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）第 2 条第 1 項に規定する義務教育諸学校の学校栄養職員として本県で勤務しているもの（期限付任用又は臨時的任用である者を除く。）については、年齢を制限しない。

また、小学校教員又は中学校教員の試験区分を志願する者で、平成 29 年 4 月 1 日から同年 6 月 7 日までの間に愛媛県教育委員会又は本県内の市町教育委員会が、1 日以上任期を定めて、期限付又は臨時的に任用した職員（講師、学習支援員、教育相談員等、児童生徒の教育に関わる職員に限る。以下「期限付・臨時的任用職員」という。）で、かつ、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に通算して 24 月以上の期限付・臨時的任用職員の勤務経験を有するものについては、昭和 43 年 4 月 2 日以降に出生した者とする。

(3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号及び学校教育法第 9 条各号のいずれにも該当しない者

2 採用方法

公立の小学校及び中学校並びに県立学校の教員の採用は、愛媛県教育委員会教育長の選考による。その選考は、採用選考試験を受験した者のうちから、人物、経歴及び採用選考試験の結果を総合的に判定して行う。

なお、日本国籍を有しない者を採用する場合には、任用の期限を付さない常勤の講師として採用する。

3 第 1 次選考試験（筆記試験、実技試験、集団討論・面接試験）

試験区分 教科 科目等	小学校教員		中学校教員 (各教科)	高等学校教員（各教科〔科目〕） 特別支援学校教員	養護教員	栄養教員
	一 般 教 養 及 び 教 職 専 門 科 目					
試 験 実 施 教 科 ・ 科 目 等	筆 記 試 験	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の全教科 外国語活動(英語)	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び英語(英会話を含む。)のうち、志願する教科	高等学校及び特別支援学校の高等部の教員については、国語、地理歴史(世界史、日本史、地理)、公民(現代社会、倫理、政治・経済)、数学、理科(物理、化学、生物、地学)、保健体育、音楽、美術、英語(英会話を含む。)、家庭、農業、工業〔機械、建築〕、商業及び水産のうち、志願する教科・科目。ただし、地理歴史、公民及び理科については、()内の科目のうちから2科目を、工業については〔 〕内の科目のうちから1科目を選んで受験するものとする。特別支援学校の小学部及び中学部の教員については、それぞれ小学校教員欄及び中学校教員欄の教科とする。	保健	食育及び学校給食
	実技試験	専門教科・科目欄の下線を付した教科等について実施する。 実技の内容は、該当者に対し、後日、マイページ(※)に連絡する。				
	集団討論 面接試験	予定日時については、受験票交付(下記 1 3 参照)の際、マイページ(※)に連絡する。				
試験年月日	平成 29 年 7 月 22 日(土)～同月 25 日(火)					
試験場所 (所在地)	道後中学校 (松山市上市) 勝山中学校 (松山市清水町)	勝山中学校 (松山市清水町)	松山北高等学校 (松山市文京町)	勝山中学校 (松山市清水町)		

(※) マイページとは、「愛媛県採用試験受験申込システム」に登録した志願者の個人専用ページをいう。(下記 1 1 受験申込みの手続参照)

注 1 試験区分間の併願は、認めない。

2 天候の影響等により試験日時及び試験場所を変更することがある。変更する場合は、マイページに連絡する。

3 高等学校教員の試験区分によって選考した者は、中等教育学校又は特別支援学校に配置することがある。

4 上記 1 (1) の試験区分に相当する教員普通免許状は、高等学校教員の水産は、水産又は商船の高等学校教諭の普通免許状とし、特別支援学校教員は、特別支援学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭のいずれかの普通免許状とする。

4 第1次選考試験結果の発表

第1次選考試験の結果は、平成29年8月18日（金）にマイページに通知するとともに、合格者の受験番号を愛媛県のホームページに掲載する予定である。

5 第2次選考試験（適性検査、筆記試験（小論文）、面接試験）

試験年月日：高等学校教員・特別支援学校教員

平成29年9月1日（金）～同月5日（火）のうち指定した1日又は2日
小学校教員・中学校教員・養護教員・栄養教員

平成29年9月4日（月）～同月9日（土）のうち指定した1日又は2日

合格発表：10月上旬（予定）

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に対し、マイページに通知する。

なお、第2次選考試験時に次の書類を提出すること。

- (1) 教員免許状の写し（用紙の大きさは、**日本工業規格（JIS）A4**とすること。教員免許状取得見込みの者にあつては、教員免許状取得見込証明書）
- (2) 最終学校の成績証明書。ただし、次に掲げる者は、それぞれ次の書類を併せて提出すること。
 - ア 大学院・専攻科等出身者：大学分の成績証明書
 - イ 短大から大学への編入者：短大分の成績証明書
 - ウ 大学卒業後、通信による教育によって教員免許状を取得した者：通信教育の成績証明書
 - エ 氏名を変更した者：氏名の変更を証明できる書類

6 平成30年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の配点

試験実施教科 ・科目等 試験区分	第1次選考試験				第2次選考試験			
	一般教養及び 教職専門科目	専門教科 ・科目	集団討論 ・面接	合計	1次総得点 換算点	小論文	面接	合計
小学校教員・中学校教員 養護教員・栄養教員	200	300	300	800	80(※)	20	60	160
高等学校教員 特別支援学校教員	100	400	300	800	80(※)	20	60	160

(※) 第1次選考試験の総得点（800点＋加点）を1/10に換算する。

7 加点制度

次のいずれかに該当し、その実績の評価を願い出た者に対しては、教科・科目等を問わず((7)カ、ク及びケを除く。)それぞれ次に定める評価点を上記6の第1次選考試験の合計点に加点する。ただし、1人当たり50点を上限とする。

- (1) 小学校教員、中学校教員又は高等学校教員を志願する者のうち、スポーツの分野で次のいずれかに該当すると認められるもの（高等学校卒業後の実績に限る。）
 - ア 平成19年4月1日以降に、国際大会に選手として出場したこと。【50点】
 - イ 平成19年4月1日以降に、全国規模の大会において選手として活躍し、8位以内に入賞したこと。【50点】
 - ウ 平成19年4月1日以降に、全国規模の大会に選手として出場したこと。【30点】
 - ・対象となる大会：国民体育大会（冬季大会を含む。）、全日本選手権及びこれらに準ずる全国大会
 - ・対象となる競技：国民体育大会（冬季大会を含む。）の正式競技、公開競技及び野球
- (2) 中学校教員又は高等学校教員を志願する者のうち、スポーツの分野で、平成26年4月1日以降に全国規模の大会に出場した実績のある団体又は個人について、指導者として顕著に貢献したもの【50点】
 - ・対象となる大会：国民体育大会（冬季大会を含む。）、全日本選手権及びこれらに準ずる全国大会、全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会等、各競技の協会・連盟・連合が主催する公式大会
 - ・対象となる競技：国民体育大会（冬季大会を含む。）の正式競技、公開競技及び野球
 - ・以下の全ての項目を満たすこと。
 - 指導対象者は、在籍する学校の当該競技の部活動に所属する中学生又は高校生の団体又は個人であること。
 - 学校に正式に依頼又は承認されて、指導を行ったこと。
 - 同一校の同一部活動の団体又は個人について、1年以上直接指導した後の実績（全国規模の大会出場）であること。
 - 直接指導した期間内の実績（全国規模の大会出場）であること。
 - 当該指導経験に係る試験区分を志願する場合に限ること。

- (3) 小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、芸術・文化の分野で次に該当すると認められるもの（高等学校卒業後の実績に限る。）
毎年定期的に開催され、広範な一般公募又は参加による全国規模以上のコンクール・展覧会等において特に優秀な成績を収めたこと。 【30点】
- (4) 小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、特に高い英語力を有するもので次のいずれかに該当するもの
ア 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の1級合格者 【30点】
イ 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の準1級合格者 【20点】
ウ 平成26年4月1日以降に次の試験を受験した者で、当該試験においてそれぞれ次に掲げる成績を収めたもの
(ア) 国際教育交換協議会が実施するTOEFL(ITPを除く。) iBT100点(PBT600点)以上 【30点】
(イ) 国際教育交換協議会が実施するTOEFL(ITPを除く。) iBT80点~99点(PBT550点~599点) 【20点】
(ウ) 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEIC(公開テストにより行われたものに限る。) 860点以上 【30点】
(エ) 一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEIC(公開テストにより行われたものに限る。) 730点~859点 【20点】
- (5) 小学校教員、中学校教員、高等学校教員、特別支援学校教員、養護教員又は栄養教員を志願する者のうち、日本語の分野で次に該当するもの 【30点】
特定非営利活動法人日本語検定委員会が実施する日本語検定の1級合格者
- (6) 小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、現に司書教諭の資格を有するもの 【10点】
- (7) 次に該当する者 【各20点】
ア 小学校教員又は中学校教員を志願する者のうち、現に特別支援学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭のいずれかの免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有するもの
イ 小学校教員を志願する者のうち、現に理科の教科について授与された中学校教諭又は高等学校教諭のいずれかの免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有するもの
ウ 小学校教員を志願する者のうち、現に音楽の教科について授与された中学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）又は芸術（音楽に限る。）の教科について授与された高等学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有するもの
エ 小学校教員を志願する者のうち、現に外国語の教科について授与された中学校教諭又は高等学校教諭のいずれかの免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有するもの
オ 小学校教員を志願する者のうち、現に数学又は技術の教科について授与された中学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有するもの
カ 中学校教員の音楽、美術、保健体育又は技術・家庭のいずれかの教科を受験する者のうち、現に小学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）又は受験教科以外の教科について授与された中学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有するもの
キ 高等学校教員を志願する者のうち、現に情報の教科について授与された高等学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有するもの
ク 高等学校教員を志願する者（福祉の教科を受験する者を除く。）のうち、現に福祉の教科について授与された高等学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有するもの
ケ 高等学校教員の理科の教科を受験する者のうち、現に理科の教科について授与された中学校教諭免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有するもの
コ 養護教員を志願する者のうち、現に保健師免許証を有するもの
- (8) 試験区分にかかわらず、次のいずれかに該当する者
ア 社会貢献活動の分野で青年海外協力隊員として2年間程度海外に派遣されたことがある者 【50点】
イ 現に公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者 【50点】
ウ 現に特定非営利活動法人日本防災士機構の認証する防災士の資格を有する者 【10点】

8 特別選考

(1) 障がい者特別選考

- ア 障がいのある者で、次のいずれにも該当するものは、申請により、障がいの程度に応じて試験の方法及び内容について配慮し、又は試験の一部を免除する。
(ア) 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに教員としての職務の遂行が可能であること。
(イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までであること。
- イ 障がい者特別選考における採用予定数は5名程度とし、一般選考の採用予定数には含まない。

ウ その他

(ア) アの(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者であっても、障がい者特別選考によることを申請しなくてもよい。

(イ) 採用予定者がある試験区分、教科・科目についてのみ選考する。

(2) 教職経験者特別選考

ア 本県の国公立学校で3年以上の教職経験（期限付任用又は臨時的任用である期間及び休職、育児休業等の期間を除く。）を平成29年6月7日時点で有する者は、当該教職経験に係る試験区分を志願する場合は、申請により、第1次選考試験の筆記試験の一部（一般教養及び教職専門科目）を免除する。

イ 教職経験者特別選考における採用予定数は、一般選考の採用予定数に含む。

ウ その他

(ア) アの場合であっても、教職経験者特別選考によることを申請しない場合は、一般受験と同じ年齢制限とする。

(イ) 採用予定者がある試験区分、教科・科目についてのみ選考する。

(ウ) 育児休業等には、部分休業及び育児短時間勤務は含まない。

(エ) 申請があった者について、教職経験者特別選考の対象者には、その旨を受験票にて通知する。なお、アで必要とする要件を満たしていない場合は、一般選考志願者として取り扱う。

(3) 現職教員特別選考

ア 他の都道府県の国公立学校の教員として勤務している者（期限付任用又は臨時的任用である者を除く。）で、平成29年6月7日時点で2年以上の教職経験（期限付任用又は臨時的任用である期間及び休職、育児休業等の期間を除く。）を有するものは、当該教職経験に係る試験区分を志願する場合は、申請により、第1次選考試験の全てを免除する。ただし、高等学校教員、養護教員又は栄養教員を志願する者にあつては、第1次選考試験の筆記試験の一部（一般教養及び教職専門科目）のみを免除する。

イ 現職教員特別選考における採用予定数は、一般選考の採用予定数に含む。

ウ その他

(ア) アの場合であっても、現職教員特別選考によることを申請しなくてもよい。

(イ) 採用予定者がある試験区分、教科・科目についてのみ選考する。

(ウ) 育児休業等には、部分休業及び育児短時間勤務は含まない。

(エ) 申請があった者について、現職教員特別選考の対象者には、その旨を受験票にて通知する。なお、アで必要とする要件を満たしていない場合は、一般選考志願者として取り扱う。

(4) 講師等特別選考

ア 小学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たすものは、申請により、第1次選考試験の全てを免除する。

(ア) 平成29年度愛媛県公立学校教員採用選考試験において、本年度志願する試験区分、教科・科目の第1次選考試験に合格した者。ただし、第1次選考試験の全てを免除された者は除く。

(イ) 小学校教員を志願する者にあつては、平成29年4月1日から同年6月7日までの間に愛媛県教育委員会が1日以上任期を定めて常勤講師又は非常勤職員として任用し、小学校又は中学校において勤務した者

(ウ) 特別支援学校教員を志願する者にあつては、平成29年4月1日から同年6月7日までの間に愛媛県教育委員会が1日以上任期を定めて常勤講師又は非常勤講師として任用した者

イ 講師等特別選考における採用予定数は、一般選考の採用予定数に含む。

ウ その他

(ア) アの場合であっても、講師等特別選考によることを申請しなくてもよい。

(イ) 採用予定者がある試験区分、教科・科目についてのみ選考する。

(ウ) 申請があった者について、講師等特別選考の対象者には、その旨を受験票にて通知する。なお、アで必要とする要件を満たしていない場合は、一般選考志願者として取り扱う。

(5) 上記(1)～(4)の特別選考を重複して申請することはできない。

9 大学院修士課程在籍者及び大学院修士課程進学者の採用時の特例措置

(1) 第2次選考試験合格者のうち、専修免許状を取得できる大学院修士課程（修士課程に相当する課程を含む。）に在籍しているものについては、別途定める方法による申出により、採用を1年間猶予する。ただし、平成31年3月31日までに大学院修士課程を修了する見込みの者に限る。

(2) 小学校教員又は中学校教員の区分における第2次選考試験合格者のうち、専修免許状を取得できる大学院修士課程（修士課程に相当する課程を含む。）に平成30年度に進学するものについては、別途定める方法による申出により、採用を2年間猶予する。ただし、平成32年3月31日までに大学院修士課程を修了する見込みの者に限る。

10 採用予定数

試験区分	小学校教員	中学校教員 (各教科)	高等学校教員(各教科[科目]) 特別支援学校教員	養護教員	栄養教員
採用予定数 (※)	200名程度	95名程度 国語及び社会は15名程度、数学、理科及び英語は10名程度、保健体育は5名程度、その他の教科はそれぞれ若干名	70名程度 高等学校については、国語、数学及び英語は5名程度、地理歴史、公民、理科、保健体育、音楽、美術、家庭、農業、工業、商業及び水産はそれぞれ若干名 特別支援学校については、25名程度	20名程度	若干名
		障がい者特別選考 5名程度			

(※)教職経験者特別選考、現職教員特別選考及び講師等特別選考の採用者数は、一般選考の採用予定数に含む。

11 受験申込みの手続

受験の申込みは、愛媛県ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要事項を入力の上、受付期間中に送信すること。

- 愛媛県ホームページ → 県政情報 → 人事・職員 → 採用情報
→平成30年度愛媛県公立学校教員採用選考試験総合案内
(<https://www.pref.ehime.jp/k70400/30sougouannai.html>)

原則として、郵送や持参による申込みは受け付けないが、インターネットにより申し込むことができない特定の事情がある場合は、平成29年6月1日(木)までに下記12(2)に問い合わせること。

(1) 受験申込受付期間

平成29年5月19日(金)午前8時30分から6月7日(水)午後5時15分まで

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっている。まず、事前登録を行いID番号及びパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行うこと。(ID番号及びパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要なので、必ず控えておくこと。)

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録したメールアドレス宛に「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信する。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に下記12(2)に問い合わせること。

(4) 申込方法等に関する問合せは、下記12(2)に対し、執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までを行う。以下同じ。)に電話で行うこと。

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できない。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けるが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みをすること。)

なお、使用する機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。

12 提出書類等

(1) 次に掲げる書類を、上記11(1)の受験申込受付期間内に下記(2)まで持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合は、6月7日(水)までの消印のあるものは受け付ける。

(郵送とは、郵便局によって郵便物が配達されること。)

また、ア及び職歴証明書、イ及び指導者としての実績証明書、ウ、エ及び在職証明書並びにオについては、マイページから様式をダウンロードし、日本工業規格A4用紙に等倍で片面印刷し、使用すること。

ア 上記1に掲げる要件のうち、期限付・臨時的任用職員の勤務経験を有し、昭和43年4月2日から昭和53年4月1日までに出生した者にあつては、期限付・臨時的任用職員経験調書

なお、期限付・臨時的任用職員経験調書を提出する者のうち、任命権者が本県内の市町教育委員会である期間を有するものにあつては、任命権者の証明を受けた職歴証明書

また、職歴証明書は、任命権者が本県内の市町教育委員会である期間についてのみ記入すること。

イ 上記7に掲げる要件に該当し、その実績の評価を願い出る者にあつては、加点の願い出用紙

なお、加点の願い出用紙を提出する者にあつては、上記7に掲げる要件を満たすことを証明する書類(実施団体又は競技団体が発行する成績証明書、独立行政法人国際協力機構が発行する派遣証明書、教員免許状、保健師免許証、防災士証、賞状・記録証等)の写し(用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。)

特に、評価を願い出る実績が団体によるものの場合には、実績の評価を願い出る者が当該団体に所属し、当該大会の試合に出場したことを明確に判別できる書類の写しを提出すること。

上記7(2)の加点を願い出る者にあつては、実績(全国規模の大会出場)に係る指導対象者が所属する学校の学校長による指導者としての実績証明書及び上記7(2)に掲げる要件を満たすことを証明する書類(大会要項、新聞記事、競技団体へのコーチ登録証明書、部顧問の委嘱簿等)の写しを併せて提出すること。

また、証明する書類に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合は、氏名の変更を証明できる書類を併せて提出すること。

おって、第1次選考試験の筆記試験当日に当該書類の原本を必ず持参すること。ただし、第1次選考試験の全てを免除された者は、第2次選考試験の筆記試験当日に持参すること。

ウ 上記8(1)の障がい者特別選考を申請する者には、障がい者特別選考申請書

なお、申請した者に対して事前面接等を実施するので、その際に身体障害者手帳を持参すること。

エ 上記8(2)の教職経験者特別選考又は上記8(3)の現職教員特別選考を申請する者には、教職経験者・現職教員特別選考申請書

なお、上記8(3)の現職教員特別選考を申請する者には、任命権者の証明を受けた在職証明書

オ 上記8(4)の講師等特別選考を申請する者には、講師等特別選考申請書

(2) 提出先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

【小学校教員、中学校教員、養護教員及び栄養教員志願者】

愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 (電話(089)912-2942)

【高等学校教員及び特別支援学校教員志願者】

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 (電話(089)912-2952)

なお、郵送の場合は、封筒の表に「小学校教員志願提出書類」、「中学校教員志願提出書類」等と朱書すること。

(3) 提出書類の記入上の注意

ア 期限付・臨時的任用職員経験調書(小学校教員又は中学校教員を志願する者のみ)

期限付・臨時的任用職員の勤務経験を有し、昭和43年4月2日から昭和53年4月1日までに出生した者は、職歴を発令時期の古いものから順に記入し、月数の計算等は調書の説明に従い、記入すること。任命権者が本県内の市町教育委員会である期間を有する者には、併せて、任命権者の証明を受けた職歴証明書を添付すること。

なお、職歴が期限付・臨時的任用職員経験に該当するか不明な場合は、受験申込み前に上記(2)の義務教育課まで問い合わせること。

イ 加点の願い出用紙

上記7の加点制度の適用を願い出る者は、加点の願い出用紙欄①によって要件に該当するか否かを確認し、該当する場合には、次の記入例を参考に、上記7の符号に従って、欄②に上記7に掲げる要件に該当する旨記入すること。

欄②の記入例

(1)ーイ 国民体育大会ボート競技 成年男子(シングルスカル)優勝(H27.9)

(4)ーウー(7) TOEFL iBT100点(H27.10)

(8)ーア 青年海外協力隊(スリランカ派遣)(H26.4.1~H28.3.31)

(8)ーイ 臨床心理士(平成23年度に取得、平成28年度に更新)

なお、昨年度までに実施された本県公立学校教員採用選考試験に願い出た実績については、当該実績を記入した同じ行の左端の過年度実績欄に○を記入すること。

ウ 障がい者特別選考申請書

障がい者特別選考を申請する者は、障がいの程度に応じ、配慮又は試験の免除について希望する事項を記入すること。

なお、当該申請書への記入が困難な場合には、別紙(様式自由)に記入し、又は印字すること。

また、氏名(自署)及び日付の箇所は、必ず記入すること。自署できないときは、記名押印に代えることができる。

エ 教職経験者・現職教員特別選考申請書

教職経験者特別選考又は現職教員特別選考を申請する者は、該当する特別選考の□にレ印を記入し、必要事項を記入すること。

なお、教職経験者特別選考を申請する者の教職経験歴については、本県の国公立学校における、期限付任用又は臨時的任用を除く全ての教職経験歴について記入すること。

また、現職教員特別選考を申請する者の教職経験歴については、国公立学校における期限付任用又は臨時的任用を除く全ての教職経験歴について記入すること。

オ 講師等特別選考申請書

講師等特別選考を申請する者は、愛媛県教育委員会が、平成29年4月1日から同年6月7日までの間に行った任用について記入すること。

カ 交付する用紙の※印欄

期限付・臨時的任用職員経験調書、加点の願い出用紙、障がい者特別選考申請書、教職経験者・現職教員特別選考申請書及び講師等特別選考申請書の※印欄には、何も記入しないこと。

キ 交付する用紙の試験区分欄、受験教科欄及び受験科目欄

(ア) 試験区分欄

小・中・高・特支・養教・栄教のうち志願する区分の□にレ印を記入すること。特別支援学校志願者は、() 内に小・中・高いずれかの部を(小)のように、< >内に「視(盲)」「聴(聾)」「知肢病(養護)」のいずれかの領域を< 視 >のように記入すること。

(イ) 受験教科欄

中学校、高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部の志願者が受験教科を記入することとし、小学校、特別支援学校小学部、養護教員及び栄養教員の志願者は空欄とすること。

(ロ) 受験科目欄

高等学校及び特別支援学校の高等部の地理歴史、公民、理科及び工業の志願者にあつては、下記により記入すること。

a 地理歴史志願者は、世界史、日本史及び地理のうちから、公民志願者は、現代社会、倫理及び政治・経済のうちから、理科志願者は、物理、化学、生物及び地学のうちからそれぞれ2科目を選び、専攻に最も関係の深いものを第1の欄に、残りを第2の欄に記入すること。

b 工業志願者は、機械及び建築のうちから1科目を選び第1の欄に記入し、第2の欄は空欄にすること。

(4) 留意事項

上記(1)の書類等は、記載内容等に不備のないよう特に留意すること。

なお、一度提出された書類は返却しない。

1 3 受験票の交付

(1) 7月上旬に、登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信する。平成29年7月7日(金)までに電子メールが届かない場合には、上記1 2 (2)に問い合わせること。

(2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして日本工業規格A4用紙に印刷すること。

(3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、志願者本人が署名して第1次選考試験受験の際に必ず持参すること。(第1次選考試験の面接試験時に回収する。)

1 4 受験手続その他の問合せ

(1) 第1次選考試験の実施要項は、平成29年7月7日(金)までにマイページに通知する。

(2) 受験手続その他の問合せは、上記1 2 (2)に行うこと。

電話による問合せは、執務時間中とすること。(申込方法等に関することは、必ず電話で問い合わせること。)

なお、郵便による場合は、宛先を明記して所要の切手を貼った返信用封筒を同封するか、又は往復はがきを使用すること。

また、愛媛県ホームページ(上記1 1参照)の、「お問い合わせフォーム」も利用可能である。

(3) 合格発表以前に、選考試験の可否に関する問合せには一切応じない。

1 5 試験結果の口頭による開示請求

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、本人が次により口頭による開示請求をすることができる。

(1) 口頭による開示請求をすることができる期間

第1次選考試験、第2次選考試験ともに、それぞれの合格発表の日から1か月間

(2) 開示請求の手続

受験者本人であることが確認できる書類(再度印刷した受験票、学生証、運転免許証、旅券、マイナンバーカード等)を持参の上、執務時間中に、上記1 2 (2)に記載する提出書類の提出先で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、注意すること。

(3) 開示内容

第1次選考試験については不合格者、第2次選考試験については当該試験の受験者に限る。

ア 第1次選考試験

一般教養、教職専門科目及び専門教科・科目の得点、集団討論・面接試験の得点並びに第1次選考試験における加点制度による評価点並びに総合得点及び総合順位

イ 第2次選考試験

アに掲げるもの（総合得点及び総合順位は除く。）並びに第2次選考試験の筆記試験及び面接試験の得点並びに総合得点及び総合順位

16 試験問題等の取扱い

- (1) 第1次選考試験の受験者は、第1次選考試験の筆記試験の問題用紙の持ち帰りを認める。
- (2) 第1次選考試験の筆記試験問題、解答、実技試験の内容及び評価の観点並びに集団討論・面接試験の評価基準並びに第2次選考試験の筆記試験（小論文）問題、採点基準及び評価基準については、平成29年10月6日（金）から執務時間中に、愛媛県教育委員会事務局（義務教育課及び高校教育課）及び各教育事務所において閲覧等を行う。

(参考)

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)

(欠格条項)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)

(校長、教員の欠格事由)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- (4) 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者